# 物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 10月分

No	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(長居配水場 ほか7か所) 10月~12月 概算買入	工業薬品	フジオックス株式会社 大阪営業所	¥8,305,682	<b>△574</b> /740 □ 5 □	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を 定める政令第11条第1項を適用 し、地方公営企業法施行令第2 1条の14第1項第5号により行う。	当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、1日も欠かすことができないため、次回入札による契約相手方の決定するまでの必要最小限の期間について 指名比較見積により緊急的に随意契約を行う。	0
2	令和4年度 水道用次亜塩素酸ナ トリウム(柴島浄水場) 10月~12 月 概算買入	工業薬品	曽我株式会社	¥19,103,383	△和4年10月7日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を 定める政令第11条第1項を適用 し、地方公営企業法施行令第2 1条の14第1項第5号により行う。	当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、1日も欠かすことができないため、次回入札による契約相手方の決定するまでの必要最小限の期間について 指名比較見積により緊急的に随意契約を行う。	0
3	令和4年度 水道用液体かせい ソーダ(庭窪浄水場 ほか1か所) 10月〜12月 概算買入	工業薬品	網干産業株式会社 大阪営業所	¥66,740,751		地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を 定める政令第11条第1項を適用 し、地方公営企業法施行令第2 1条の14第1項第5号により行 う。	当該薬品は浄水処理過程に必要不可欠なものであり、安定した給水を維持するためには、1日も欠かすことができないため、次回入札による契約相手方の決定するまでの必要最小限の期間について 指名比較見積により緊急的に随意契約を行う。	0

#### 随意契約理由書

#### 1 業務名称

令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(長居配水場 ほか7か所) 10月 $\sim$ 12月 概算買入

# 契約の相手方 フジオックス(株)

#### 3 随意契約理由

浄配水場で浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、長居配水場ほか7か所で使用する令和4年度下半期分の水道用次亜塩素酸ナトリウムにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、2回目の入札において有効な入札がなかったため、入札が取止めとなった。本来であれば、再入札して業者と6か月(10月~3月)の契約を行うべきところであるが、次亜塩素酸ナトリウムは水道水としての殺菌力を保持させ衛生上の安全性を確保するために使用することから、納入が滞ると水道水が供給できなくなるため、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間(10月~12月)について緊急的に随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

#### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (06-6815-2373)

#### 随意契約理由書

#### 1 業務名称

令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(柴島浄水場) 10月~12月 概算買入

## 2 契約の相手方

曽我(株)

#### 3 随意契約理由

浄配水場で浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、柴島浄水場で使用する令和4年度下半期分の水道用次亜塩素酸ナトリウムにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

本来であれば、再入札して業者と6か月(10月~3月)の契約を行うべきところであるが、 次亜塩素酸ナトリウムは水道水としての殺菌力を保持させ衛生上の安全性を確保するために 使用することから、納入が滞ると水道水が供給できなくなるため、次回入札による契約相手 方の決定までの必要最小限の期間(10月~12月)について緊急的に随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

#### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (06-6815-2373)

#### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

令和4年度 水道用液体かせいソーダ (庭窪浄水場 ほか1か所) 10月~12月 概算買入

#### 2 契約の相手方

網干産業 (株)

#### 3 随意契約理由

浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、庭窪浄水場及び豊野浄水場で使用する令和4年度下半期分の水道用液体かせいソーダにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

本来であれば、再入札して業者と6か月(10月~3月)の契約を行うべきところであるが、かせいソーダは硫酸ばんどによる凝集沈でん処理の際に酸性となる水を中和し、また送水する際の水道管の腐食を防ぐのに使用し、水づくりに欠かせない薬品として日々使用することから、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間(10月~12月)について緊急的に随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

# 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (072-823-2321)